

発達障害を知ってください



発達障害とは

発達障害者支援法において、「発達障害」は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」(発達障害者支援法における定義 第二条より)と定義されています。

これらのタイプのうちどれにあたるのか、障害の種類を明確に分けて診断することは大変難しいとされています。障害ごとの特徴(とくちょう)がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合も多いからです。また、年齢や環境により目立つ症状がちがってくるので、診断された時期により、診断名が異なることもあります。

大事なことは、その人がどんなことができ、何が苦手なのか、どんな魅力があるのかといった「その人」に目を向けることです。そして、その人その人に合った支援があれば、だれもが自分らしく、生きていけるのです。

(発達障害情報・支援センターHPより)

それぞれの障害の特性

- 言葉の発達の遅れ
- コミュニケーションの障害
- 対人関係・社会性の障害
- パターン化した行動、こだわり

自閉症

広汎性発達障害

アスペルガー症候群

- 基本的に、言葉の発達の遅れはない
- コミュニケーションの障害
- 対人関係・社会性の障害
- パターン化した行動、興味・関心のかたより
- 不器用(言語発達に比べて)

知的な遅れを伴うこともあります

注意欠陥多動性障害 ADHD

- 不注意(集中できない)
- 多動・多弁(じっとしてられない)
- 衝動的に行動する(考えよりも先に動く)

学習障害 LD

- 「読む」、「書く」、「計算する」等の能力が、全体的な知的発達に比べて極端に苦手

*このほか、トゥレット症候群や吃音(症)なども発達障害に含まれます。

(厚生労働省・政府広報オンラインより)

広汎性発達障害 (自閉症・アスペルガー症候群等)

自閉症

(例) 急に予定が変わったり、初めての場所に行ったりすると不安になり動けなくなるのがよくあります。そんな時、周りの人が促すと余計に不安が高まって突然大きな声を出してしまうことがあります。

でも、よく知っている場所では一生懸命、活動に取り組むことができます。



アスペルガー症候群

(例) 他の人と話している時に自分のことばかり話してしまって、相手の人にはっきりと「もう終わりにしてください」と言われないと、止まらないことがよくあります。**でも**、大好きな生き物のことになると、専門家顔負けの知識をもっていて、お友達に感心されます。



学習障害 LD

(例) 会議で大事なことを忘れまいとメモをとりますが、本当はメモをとることが苦手なので、書くことに必死になりすぎて、会議の内容がわからなくなることがあります。後で会議の内容を周りの人に聞くので、「もっと要領よくメモを取ればいいのに」と言われてしまいます。

でも、苦手なことを少しでも楽にできるように、ボイスレコーダーを使いこなしたりと、他の方法を取り入れる工夫をすることができます。



注意欠陥多動性障害 ADHD

(例) 大事な仕事の予定を忘れたり、大切な書類を置き忘れたりすることがよくあります。周りにはあきれられ、「何回言っても忘れてしまう人」と言われてしまいます。

でも、気配り名人で、困っている人がいれば誰よりも早く気づいて手助けすることができます。



その他 (トゥレット症候群・吃音(症))

通常は幼児・児童・思春期に発症します。多くの場合は成人するまでに軽快する方向に向かうと言われています。

トゥレット症候群

(例) 授業中自分の意思に反して突然大きな声をあげたり、首を何度も降る動作をしてしまいます。そのため、学校の友達には、「落ち着きがなくて迷惑なクラスメート」と言われてしまいます。

こういった症状が出てしまうことが、障害によるものであることを、みんなに理解してもらいたいと思っています。

吃音(症)

(例) 会話をしていると、「きききききのう・・・」と単語の一部を何度も繰り返したり、つかえてすぐに返事ができないことがあるので、友人から笑われます。「ゆっくり話さない」と言われて、そうしようとするとなまなま話せなくなります。これが障害によるものであることを、みんなに理解してもらえるといいなとは思いますが、恥ずかしいので言えません。

その他 感覚過敏・運動障害

(例) 五感が非常に鋭敏で、甲高い音や機械音が苦手な耳をふさいで固まってしまうたり、においや味覚が過敏で偏食になったりすることがあります。

手先が不器用で、おはしがうまく使えなかったり、服のボタンがとめられなかったりします。歩き方もぎこちなかったり、スキップなどが苦手です。



ここに示したのはあくまで一例であって、どんな能力に障害があるか、どの程度なのかは人によって様々です。子どもにも大人にもこれらの特徴をもつ人がいます。発達障害は障害の困難さも目立ちますが、優れた能力が発揮されている場合もあり、周りから見てアンバランスな様子が理解されにくい障害です。そのため、上で紹介したような印象をもたれていることが多くあります。近年の調査では、発達障害の特徴をもつ人は稀な存在ではなく、身近にいることがわかってきました。発達障害は脳機能の障害と考えられていて、小さい頃からその症状が現れています。早い時期から周囲の理解が得られ、能力を伸ばすための療育等の必要な支援や環境の調整が行われることが大切です。

(厚生労働省・政府広報オンラインより)

身近な地域での相談・問合せ窓口

区役所こども保健係

妊娠、出産・育児の不安や悩みについて保健師が相談に応じます。

区役所あんしんすこやか係

療育手帳・精神保健福祉手帳の取得や、障害者総合福祉法に基づく障害福祉サービスの相談に応じ、また、精神保健の相談に対応しています。相談対応日時はいずれも月曜～金曜(祝日は除く)8時45分～17時30分です。

区	電話
東灘区	078-841-4131(代表)
灘区	078-843-7001(代表)
中央区	078-232-4411(代表)
兵庫区	078-511-2111(代表)

区	電話
北区	078-593-1111(代表)
北神支所	こども保健係 078-981-1748 あんしんすこやか係 078-981-8870
長田区	078-579-2311(代表)

区	電話
須磨区	078-731-4341(代表)
北須磨支所	078-793-1313
垂水区	078-708-5151(代表)
西区	078-929-0001(代表)

こども家庭センター (児童相談所) ☎ 078-382-2525

窓口開設日時は月曜～金曜(祝日は除く)8時45分～17時30分です。

こども(18歳未満)に関するさまざまな問題について相談に応じます。電話相談のほか、面接や訪問調査も行っています。費用は無料です。

療育センター

相談対応日時は月曜～金曜(祝日は除く)8時45分～12時・13時～17時30分です。

こどもの障害に関する相談・診察・訓練を行っています。(診察・訓練は保険診療です。)

名称	電話	FAX
総合療育センター	078-646-5291	078-646-5289
西部療育センター	078-708-0572・0573	078-708-0576

発達障害者相談窓口

神戸市内にお住まいの15歳以上の発達障害者の方や家族などが身近な場所で相談できる「発達障害者相談窓口」を開設しています。支援をしている関係機関や雇用している会社の方なども相談できます。(診断の有無は問いません)

名称	対象地域	電話	FAX	窓口開設日時
発達障害者東部相談窓口	東灘・灘	078-882-0010	078-882-7014	火曜～土曜(祝日は除く) 9時～17時30分
発達障害者中部相談窓口	中央・兵庫・長田・須磨本区	078-672-6497	078-686-1732	9時～17時30分
発達障害者西部相談窓口	北須磨・垂水・西	078-708-6078	078-704-4040	月曜～金曜(祝日は除く) 9時～17時30分
発達障害者北部相談窓口	北	078-907-6117	078-582-4432	9時～17時30分

しごとサポート(障害者就労推進センター)

障害のある方の就業に関する相談支援などを行っています。

受付日時はいずれも月曜～金曜(祝日は除く)9時～17時です。

名称	電話	FAX
神戸市障害者就労推進センター(神戸障害者就業・生活支援センター)	078-672-6480	078-672-6486
しごとサポート中部(中部地域障害者就労推進センター)	078-891-3890	078-891-3891
しごとサポート東部(東部地域障害者就労推進センター)	078-982-9598	078-982-9596
しごとサポート西部(西部地域障害者就労推進センター)	078-708-2861	078-704-4040

ハローワーク・兵庫障害者職業センター

名称	電話	FAX	窓口開設日時(いずれも祝日のぞく)
ハローワーク神戸	078-362-8609	078-362-2027	月・水・金 8:30～19:00、火・木 8:30～17:15 第1・第3 土曜 10:00～17:00
ハローワーク神戸三田出張所	079-563-8609	079-563-8607	月～金 8:30～17:15
ハローワーク灘	078-861-8609	078-861-8001	月～金 8:30～17:15
ハローワーク明石	078-912-2277	078-912-2297	月・水・金 8:30～17:15、火・木 8:30～19:00 第2・第4 土曜 10:00～17:00
ハローワーク西神	078-991-1100	078-991-7244	月～金 8:30～17:15
兵庫障害者職業センター	078-881-6776	078-881-6596	月～金 8:45～17:00

発達障害者支援法

平成17年4月に発達障害者支援法が施行され、発達障害者がライフステージ(年齢)にあった適切な支援を受けられる体制を整備するとともに、この障害を広く国民全体に理解されることを目指してきました。今回、平成28年8月に発達障害者支援法が改正・施行され、今まで以上に一人ひとりの発達障害者の日常生活や社会生活の支援とこの障害の正しい理解と普及に取り組みます。



1

ライフステージを通じた切れ目のない支援

医療、福祉、教育、就労等の各分野の関係機関が相互に連携し、一人ひとりの発達障害者に、「切れ目のない」支援を実施することを目的規定に追加しました。

2

家族なども含めた、きめ細かな支援

教育、就労の支援、司法手続における配慮、発達障害者の家族等への支援など、きめ細かな支援を推進します。

3

地域の身近な場所で受けられる支援

地域の関係者が課題を共有して連携し、また、可能な限り身近な場所で、必要な支援が受けられるように配慮します。

(厚生労働省作成ポスターより抜粋)

その他の相談機関等

神戸市精神保健福祉センター ☎ **078-371-1855** (自殺予防とこころの健康電話相談用
月～金の平日9:30～11:30、13:30～16:00)
☎ **078-371-1900** (予約用)

精神保健福祉に関する相談・助言・研修・啓発活動を行っています。
電話相談や、予約による思春期専門の相談等を行っています。

こうべ学びの支援センター ☎ **078-360-2160**

発達障害およびその可能性のある小・中学生への教育的支援に関する学校へのアドバイスをを行います。
ご利用にあたっては、事前に学校と相談されるようお願いいたします。

兵庫県立特別支援教育センター ☎・FAX **078-222-3604**
(ひょうご学習障害相談室)

障害のある子どもやその疑いのある子ども、LD等の発達障害の子どもやその疑いのある子どもの学習・生活等の相談を行っています。(神戸市公立小・中学生は除く)

神戸市発達障害者支援センター ☎ **078-382-2760** FAX **078-382-2766**

発達障害に関する研修や講演会等の啓発活動等を行っています。
「あっとらんど」思春期(高校卒業者を除く概ね13歳～18歳の方と、その保護者の方)の相談を行っています。
「Be・ユース」思春期、青年期(概ね15歳～22歳までの方)がほっとできる居場所を開設しています。

ホームページ <http://www.city.kobe.lg.jp/child/grow/network/index.html>

★医療機関をお探しの方は、下記のアドレスで検索できます

兵庫県医療機関情報システム

ホームページ <http://web.qq.pref.hyogo.lg.jp/hyogo/ap/qq/men/pwtpmenuult01.aspx>

発行：神戸市発達障害者支援センター tel:078-382-2760

神戸市広報印刷物登録 平成28年度第644号(広報印刷物規格B-1) 平成29年3月発行

リサイクル適性

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。